

地方税、地方交付税法等の一部を改正する法律案

[議事録 4/7]

- ・平成28年度地財計画と財政審の建議
- 三位一体改革時の議論と現在の施策との整合性
- 財政制度等審議会の建議における一般行政経費の考え方
- 社会保障4経費の積算過程

○吉川沙織君

さて、今度は地財計画の側面から改めて見ていきますが、平成28年度地方財政計画では、平成27年度に引き続いて、まち・ひと・しごと創生事業費が1兆円計上されています。さきに言及した財政制度等審議会の建議では、まち・ひと・しごと創生事業費について、「地方創生という政策目的に沿った使い方がなされているか事後的にフォローアップし、当該措置の必要性・適正性の検証を行っていく必要がある。」とされています。

この記述は、三位一体の改革を行っていた当時の議論を思い起こさせるものです。

当時、財政制度等審議会においては、地方交付税の削減を行うために、地方交付税による財源保障が適当ではない事業として地方団体の単独事業を取り上げ、これがいかにも無駄であるとあげついで、交付税削減を支持する世論を醸成しようとしていました。

平成17年度予算の編成等に関する建議を見てみると、その事業の例は、各種給付金として、出産、入学、卒業、就職、結婚、敬老の祝い金、補助の上乗せとして、乳幼児、重度障害者等を対象とした医療費助成、結婚仲介関係として、男女交流会の実施経費の助成などが挙げられています。

しかし、ここから十年たった今どうでしょうか。

今、例として挙げた事業は、目下政府が進めようとしている地方創生や一億総活躍社



会において先進事例として評価されているものばかりではないですか。その地域が直面している様々な課題に対して危機感を持って対応するための取組が、かつて10年前は交付税削減の口実にされ、現在は逆に先進事例となっています。これは、地方団体の取組について、国が、必要であるか、適正であるかという判断をすることはできないという証拠ではないんでしょうか。

総務省と財務省にそれぞれ伺います。

○政府参考人(安田充君)

お答えいたします。平成 27 年度の地方財政計画におきまして、地方自治体が地方創生に取り組むために必要な経費として、まち・ひと・しごと創生事業費を 1 兆円計上いたしまして、平成 28 年度においても引き続き同額を計上しているところでございます。

地方交付税、一般財源でございますので、使途の制限はなく、地方自治体が地域の実情に応じて自ら判断して地方創生に取り組んでいただきたいと考えているところでございます。

○政府参考人(茶谷栄治君)

お答え申し上げます。自治体が住民に対して提供する行政サービスの内容については、各自治体において、その時々の社会経済情勢における課題や優先順位、納税者である住民の方々の理解や意識の変化等も



踏まえつつ適宜見直されるものと認識しております。

近年、少子化、人口減少が進展し、各地域における地方創生のための取組において、人口減少の具体的な対応が極めて重要な課題となる中で、出生率向上のための施策についても、各自治体において、それぞれの地域における課題の優先順位や具体的な施策の有効性、地方議会における御

議論や当該事業に対する住民の理解、また意識の変化等も踏まえながら、自主的な取組が検討され、実施されているものと考えております。

○吉川沙織君

財務省に伺います。これ、10 年前の建議を見ますと、交付税による財源保障が疑問と思われる事業例、今、その時々で施策は変えていくべきだという御答弁がありましたが、この出産に関すること、それ以外のこと、今は進めるべきだとされていますが、当時は、これは駄目ですよというか、疑問と思われる事業例としてわざわざあげつらって、だから交付税は使うべきじゃない、これを財源保障は適当じゃないと指摘をされていたことと、今のこの施策の整合性ってどうお考えですか。

○政府参考人(茶谷栄治君)

ただいま申し上げましたとおり、まさに社会経済情勢の推移、この間に国民の方々の意識も変化すると思いますので、それを踏まえて今最善の選択をしているところでございます。

○吉川沙織君

今最善の選択をされているという御答弁でしたが、当時もそういう選択を是非していただきたかったなということを思いながら、再び財政審の建議から質問をしたいと思います。

これ、財政審の建議で、一般行政経費について、「各地方公共団体が、財源保障されるべき水準・範囲を超えて、地域の実情に応じた行政サービスを提供する場合には、各地方公共団体が、歳出の水準・範囲について、課税自主権の発揮など財源調達の在り方も含め、地域住民と向き合って決めていくというのが、眞の地方自治の在り方と考えられる。」とされています。ここで指摘されていることについては、地方分権の理念からすると理解できるところももちろんたくさんあります。

問題は、今引用した中のこの部分です。「財源保障されるべき水準・範囲を超えて、」という部分です。地方行政の水準を確保した上で、住民福祉の向上のため独自の政策を講じることは、地方分権の理念に照らせば、むしろ妥当だと思います。また、こういった独自の政策に要する費用について、財源保障の対象ではないいわゆる留保財源からこれを捻出しているのか、それともこれが地方交付税から捻出しているのかという明確な切り分けは实际上は不可能であると思いますので、これを突き詰めようとすると生産性のない議論に陥って、最終的には地方団体が無駄遣いをしているとのレッテル貼りにしかならないのではないかと思いますが、この点、財務省の見解を伺います。



○政府参考人(茶谷栄治君)

お答え申し上げます。地方財政計画は、地方が標準的な行政サービスを住民に提供するために必要な経費の見込額を示して、その財源を地方全体に保障するなどの役割を果たしているところでございます。一方、地方交付税制度は、地方税収について地域間に大きな格差がある中にあって、標準的な行政サービスを住民に提供するために必要な財源を全国の各自治体に保障する役割を果たしているところでございます。

財政制度等審議会の建議におきましては、こうした地方財政計画及び地方交付税制度の役割や、国税と赤字国債によって賄われている地方交付税が地方の財源保障機能を果たしていることなどを踏まえつつ、地方財政計画に計上される一般行政経費の単独事業の水準についても適正なものであるべきとの趣旨を指摘されているものと考えております。

○吉川沙織君

また違う観点から伺います。他方で、このように財政制度等審議会から指摘されるのは、確かに地方財政計画の計上方法に総務省しか分からない不透明な部分があることも理由ではないかと考えられます。

例えば、社会保障関係経費について見てみます。消費税率の引上げに当たって、地方分の消費税収と社会保障施策に要する経費及び社会保障四経費にのっとった範囲の社会保障給付費の総額を比較することとされています。これは、消費税を社会保障財源化するという趣旨から、従来の地方消費税を除いた地方分の消費税収が社会保障施策等に充てられているかどうかを確認するために行っているものです。

平成28年度の地方財政計画によれば、地方消費税引上げ分が1兆9,987億円、消費税法定率分3兆8,323億円を合わせた5兆8,310億円が計上され、これに対して、歳出においては、社会保障施策に要する経費は19兆4,603億円、このうち社会保障四経費にのっとった範囲の社会保障給付費13兆1,568億円となっています



るこの記述が、平成28年度地方団体の歳入歳出総額の見込額の中のちっちゃいところに参考として記載されているのみです。

しかし、地方財政計画の歳出の方を見ても、社会保障施策に要する経費や社会保障四経費にのっとった範囲の社会保障給付費についてどのように積算をすれば今述べた金額になるのか明らかではありません

せん。総額を提示することができる以上、その内訳も提示することができるのではないかと考えますが、それはお示しになられていません。

このように、今回、社会保障の財源に充てるということで初めて消費税が目的税化されて、消費税率の引上げを国民の皆様にお願いしているものであるにもかかわらず、対象となる経費の積算過程が不透明であるということが果たして適切なのか、総務省の御見解を伺います。

○政府参考人(安田充君)

お答えいたします。社会保障・税一体改革におきましては、引上げ前の既往の地方消費税1%分を除きまして、交付税法定率分を含めた地方分の地方消費税収につきまして交付税の交付に当たって使途を限定してはならないという現行の基本的枠組みを変更しないことを前提といたしまして、社会保障財源化するという方にいたしているわけでございます。

お尋ねの社会保障施策に要する経費につきましては、このように地方分の消費税収が社会保障財源化されていることを明らかにするため、地方財政計画の段階において社会保障施策に要する地方負担額と当該負担額に対応する地方の歳入を比較しているものでございます。

このようなことから、社会保障財源化されたことの明確化につきましては総額ベースで整理するということにいたしまして、法定率分と引上げ分の地方消費税税収の総額、それと社会保障施策に要する経費、社会保障四経費にのっとった範囲の社会保障給付費の総額を比較するということにしているものでございます。総額ベースで比較することを目的にした 33 ページの記述だということで御理解いただきたいと思います。

○吉川沙織君

今、ページ数までおっしゃっていただきました。確かに 33 ページの参考のところですが、これは総額ベースで比較することですが、内訳は出ているんですよね。

○政府参考人(安田充君)

この積算に当たりましては、財務省との調整の上、積算しているところでございます。

○吉川沙織君

積算しているのであれば、それを出さないという理由もないと思いますので、是非今後出していただければうれしいなと思います。

続きの議事録(5/7)は、こちらです。